

全国一般東京東部労組メトロコマーс支部

## 労契法20条裁判に不当判決を弾劾する！ ＝労働者の尊厳を踏みにじる、裁判官・司法の時代錯誤と無知＝

3月23日、東京地裁は全国一般東京東部労組メトロコマーс支部が起こしていた労働契約法20条による損害賠償裁判について判決を言い渡した。東京地裁・吉田徹裁判長は労働者側の主張を全面的に退け、「正社員と非正規社員は全く別物」とする許しがたい不当な判決を言い渡した。労働実態を精査することなく、正社員は「有為な」労働者であり非正規労働者は「使い捨て」労働者であり、その待遇に違いがあっても当然とし、諸手当等も含めて差別は是認できるとしたのである。

これほど「非正規労働者」を侮蔑し、さらには労働者個々人の尊厳が高められなければならないという時代の要請によって制定された労働契約法の制定趣旨を真っ向から否定し、背を向けた判決を許してはならない。

当該のメトロコマーс支部労働者は直ちに控訴し、闘いを継続することを宣言した（下記声明）。現実を見ようとせず、浮き世離れた裁判官・司法の安直な判決を厳しく弾劾する。

労契法20条を巡っては郵政ユニオン、愛媛ユニオン井関農機労働者、中央学院大学非常勤講師裁判など更に多くの裁判が続いている。全日建連帯労組・長澤運輸労組の東京地裁全面勝利判決を逆転させた東京高裁不当判決を正す闘いと共に全力で支援を強化していくことが求められている。

### メトロコマーс支部非正規差別なくせ裁判の不当判決についての 弾劾声明

2017年3月23日

全国一般東京東部労働組合執行委員会  
全国一般東京東部労働組合メトロコマーс支部

東京メトロ駅売店の非正規労働者でつくる全国一般東京東部労組メトロコマーс支部が正社員との賃金差別をなくすために起こした労働契約法20条裁判で本日、東京地裁民事36部（裁判長・吉田徹、裁判官・川淵

健司、裁判官・石田明彦）は組合員の請求の大半を棄却し、非正規労働者への差別を容認する不当判決を言い渡した。東部労組とメトロコマーс支部は満身の怒りをもって徹底的に弾劾する。

判決は、「企業が長期雇用を前提とした正社員に対する福利厚生を手厚くし、有為な人材の確保・定着を図る」ことは合理性があると判断した。いったい正社員が有為（能力があること、役に立つこと）で、非正規労働者が有為ではないとだれが決めたのか。会社による差別を追認しただけではなく、裁判官諸君の非正規労働者に対する根深い差別と偏見があると言うほかない。

つまりは正社員と非正規労働者はどれだけ長年にわたり同じ仕事をしていたとしても、そもそも制度が違うのだから非正規労働者は劣悪な処遇を甘んじて引き受けろということをお願いなのである。フルタイムで月の手取りが13万円台でも、賞与が正社員の5分の1でも、10年以上働いても1円も退職金が出ないことも、同じように家賃を払っているのに住宅手当が出ないことも、すべてが仕方ないことだと言いたいのである。結局、正社員になれなかった労働者なのだから仕方ないことだと言いたいのである。

裁判所の威信は地に落ちた。この判決からは少しでも差別をなくして非正規労働者の尊厳を守っていこうという理想や、低賃金による生活苦を放置してはならないという使命をみじんも感じない。自分が利益をあげるためには非正規労働者の生活など知ったことではないという経営者と身も心も同じレベルに墮している。

「およそ人はその労働に対し等しく報われなければならない」として、非正規労働者への賃金差別を公序良俗違反で一定是正した丸子警報器事件の判決（1996年長野地裁上田支部）から20年以上になるが、本日の判決は歴史の針を大きく逆回転させるものだ。有期雇用であることによる不合理な労働条件を禁止した労働契約法20条ができたことも、同一労働同一賃金を求める声が社会的に高まっていることも無視している。

この判決でもっとも許しがたい点は、永年勤続や定年退職時に3～15万円の金銭、感謝状、記念品などが褒賞（ほうしょう）制度として正社員に与えられていることについても非正規労働者には与えなくても構わないと判断したことだ。同じ売店で同じように働いていた労働者を、非正規労働者というだけで感謝状すら贈らなくても良いというのだ。非正規労働者を馬鹿にするのもいい加減にしろ！徹頭徹尾、経営者の意向に寄り添った恥知らずな判決であり、全国2000万人の非正規労働者を奈落  
（裏面に続く）

(fax情報1747号裏面)

<前ページより>

に落とす冷酷な判決であり、事実を事実として認識できていない欠陥判決である。

それにもかかわらず、非正規労働者への差別は廃止されるだろう。東部労組とメトロコマース支部はただちに控訴し、非正規労働者への差別をなくすための運動をいっそう拡大していく考えだ。そして、この運動に全国の非正規労働者が加わり、すべての労働者と団結し、自らの生活と権利を守るために立ち上がることは間違いない。抑圧や差別があるところ反抗があるからだ。それは世界の歴史が証明している。

正義を求める声を押しとどめることはできない。本日の判決を書いた裁判官諸君が後悔する時が必ず来る。東部労組とメトロコマース支部は一日も早くその時が来るよう全力で闘う決意である。ともに闘おう！

以上

=====

## メトロコマース事件東京地方裁判所判決にあたっての抗議声明

1 株式会社メトロコマースの契約社員Bの女性4名が、同社に対して、賃金格差の是正と差額賃金相当額などの支払を求めた損害賠償事件（平成26年（ワ）第10806号）の裁判において、2017年（平成29年）3月23日、東京地方裁判所民事第36部（裁判長吉田徹、裁判官川淵健司、裁判官石田明彦）は、原告らに対して、請求をほぼ棄却する判決を言い渡した。

2 判決は、「売店業務に従事する正社員のみならず、広く被告の正社員一般の労働条件を比較の対象とするのが相当である」として、職務（業務・責任）について「大きな相違がある」とし、職務の変更の範囲についても、「明らかな相違がある」とした。

原告らが請求している基本給、住宅手当、賞与、褒賞及び退職金の差額賃金のいずれにおいても、長期雇用関係を前提とした配置転換のある正社員への福利厚生等を手厚くすることによって、有為な人材の獲得・定着を図ることは、「人事施策上相応の合理性を有する」と判断し、い

ずれも棄却した。

3 本判決は、売店業務のみに従事する正社員が多数存在し、都内のみに事業所を置く被告において正社員の異動の実態がないにもかかわらず、原告らの主張立証した著しい格差の実態を無視し、被告が立証していない事実を認定し、根拠としている。

本判決は、政府をはじめ、非正規労働者の労働条件を是正し、公正な処遇を実現させようとする現在の社会情勢に逆行するきわめて不当な判決である。

非正規労働者に対する差別的取り扱いに司法が手を貸すと言っても過言ではない。

原告らは本判決について、速やかに控訴し、本判決を取り消させる決意である。

2017年（平成29年）3月23日  
労働契約法20条メトロコマース事件原告団・弁護団